

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の世界的な適用 - 官報に掲載された最終条文

目次

背景

本iGAAP in Focusは、欧州議会及び欧州理事会で2022年12月に採択された後、[欧州連合の官報](#) (EU官報)に掲載された企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) の最終条文の概要です。

適用範囲

CSRDの規定は2023年1月5日に発効し、2024年7月6日まで、すなわち発効日から18か月以内に加盟国の国内法に移管される必要があります。

適用日

要求事項

開示の場所

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

情報のデジタル化

第三者保証

詳細情報

- CSRDの主要な目的は、投資家、市民社会、その他の利害関係者のために企業のマネジメントレポートにおけるサステナビリティ報告を改善することです。
- CSRDは高品質なサステナビリティ情報の提供を制度化します。
- CSRDの適用対象企業はNFRDよりもはるかに広く、一定の条件を満たす場合、EUの規制市場に上場していないEU域外企業にも適用されます。
- 一定の基準を満たす子会社は免除となります。
- 当該情報は、マネジメントレポートの明確に特定されたセクションでの開示が必須となります。
- 報告は、現在開発中の欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) に従って行う必要があります。簡素化された基準は、中小企業やEU域外企業にも提供されます。
- 提供される情報には、まだ開発されていないタクソミーが使用を使ったデジタル報告の対象となり、限定保証が義務付けられます。
- 要求事項は企業の特性に応じて段階的に適用され、最も早い2024年1月1日の適用から2028年1月1日の適用まであります。

背景

2022年12月16日、EUの非財務報告指令 (NFRD) の改正プロセスに基づいて策定されたCSRDの最終条文がEU官報に掲載されました。CSRDは、EU全体のサステナビリティ活動に向かう資本の流れを改善することを目的とした包括的な基準であり、EUのサステナブル金融パッケージの中心部分です。CSRDによって、会計指令、透明性指令、監査指令及び対応する監査規則が改正されます。

CSRDの主要な目的は、幅広い企業のマネジメントレポートにおけるサステナビリティ事項の報告を強化し、その情報に保証を求めることです。これにより、欧州グリーン・ディールや国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に沿った、完全に持続可能で包括的な経済・金融システムへの移行に貢献することを目的としています。これらの措置は、投資家がより持続可能な技術やビジネスに投資を再配分するために必要な情報を提供することで、2050年までに欧州を気候中立にするための手段となることが期待されています。COVID-19のパンデミックは、特に労働者や企業のバリューチェーンの脆弱性を明らかにし、サステナビリティ情報に対するユーザーのニーズ増加を加速させたと指摘されています。

詳細については、以下のWebサイトをご参照ください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

定義用語

CSRDでは、次の用語が定義されています。

- **サステナビリティ事項(Sustainability matters)**：サステナビリティ要因を含む環境、社会、人権及びガバナンス要因
- **サステナビリティ報告(Sustainability reporting)**：サステナビリティ事項に関する情報の報告
- **主要な無形資源(Key intangible resources)**：企業のビジネスモデルが根本的に依存し、企業の価値の創造の源である物理的実体のない資源。無形資産は、ECのサステナビリティの全体的な定義の範囲に組み込まれている。

適用範囲

CSRDの範囲は広く、以下を含んでいます。

- EU会計指令において、貸借対照表日時点で以下のうち少なくとも2つを超えるものと定義されているEUの大規模企業（上場の有無を問わず、非EUの親会社の子会社を含む）
 - 総資産で構成される、20百万ユーロの貸借対照表総額
 - 40百万ユーロの純売上高
 - 250人の従業員
- 法的形態にかかわらず、大規模な金融機関¹及び保険事業。これには、協同組合や相互企業など、EU会計指令の適用範囲外のものも含まれます。
- EU⁴の規制市場に上場している中小企業²³（零細企業を除く）
- EUの規制市場に上場しているEU域外企業（CSRDでは第三国企業と呼ばれる）（ただし、ECが同等とみなすサステナビリティ報告基準に基づく報告をしている場合には除外される）⁵
- EUの規制市場に上場していないEU域外企業で、（過去二会計年度ごとに）EUの純売上高が1億5000万ユーロを超え、EU子会社（大規模またはEU規制市場に上場）またはEU支店（前会計年度の純売上高が4000万ユーロを超える）が少なくとも一つあるもの

CSRDの範囲及び影響は複雑であり、EU域外企業はこの分野における法律の適用について法的助言を求めることが考えられます。

Observation:

CSRDの範囲はNFRDよりもはるかに広く、NFRDは500人超の従業員を擁する大規模な「公益」企業（PIE）にのみ適用されています。

CSRDはEUの規制市場に上場しているEU域外企業に適用されるだけでなく、EUの規制市場に上場していないものの、EUで重要な活動を行っている特定のEU域外企業にも適用されます。このようなEU域外企業のEU子会社またはEU支店は、サステナビリティ報告書の発行に責任を負います。これらのサステナビリティ報告書に必要な情報は、現時点で未開発のサステナビリティ報告基準に従って作成される必要があります。また、ESRSまたは同等と見なされる基準に従って報告する選択肢もあります。何が「同等」とみなされるかは、まだECによって決定されていません。

最終条文は、サステナビリティ報告書が非EUの最終的な親会社レベルのグループレベルで情報を提供することを要求しています。これにより、非EUの親会社全体とその世界的な業務がCSRDの範囲内に入ることになります。EUの子会社または支店は、報告のために必要な情報を得るために最善の努力を払う必要があります。

CSRDには加盟国が7年間利用できる経過措置があり、EU域外に親会社があるEUの非PIE大規模子会社のサステナビリティ情報は、同一の別のEU子会社の「連結サステナビリティ報告書」に含めて開示されている場合、独自のサステナビリティ報告書を作成して開示する必要がありません。

この連結サステナビリティ報告書を作成するEU子会社は、連結ベースで、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度においてEUで最大の売上高を上げた子会社でなければなりません。このような統合されたサステナビリティ報告書は、CSRDの適用対象となるすべてのEU子会社を含めることが要求されます。

1 企業が大規模であるかどうかは、企業に対応する純売上高の基準を用いて、EUの大規模企業と同じ閾値を参照することによって決定されます。

2 小規模企業とは、貸借対照表の合計が400万ユーロ以下、純売上高が800万ユーロ以下、かつ従業員が50人以下の企業と定義されています。

3 中規模企業とは、小規模企業に該当せず、貸借対照表の合計が2000万ユーロ以下、純売上高が4000万ユーロ以下、かつ従業員が250人以下の企業と定義されています。

4 EUの規制市場で取引することを認められた証券（株式または債券である可能性がある）を持つ企業。EU以外の企業にも同じ定義が適用されます。

5 ECは、EU以外の発行体が適切な移行期間中に同等でない基準を使用することを認めることができます。

子会社の免除

子会社 (大規模上場子会社を除く) は、EU会計指令に従って作成された親会社の連結マネジメントレポートに含まれており、連結サステナビリティ報告書に関する保証意見が公開されている場合、サステナビリティ報告書の作成が免除されます。EU域外の親会社の子会社 (EU子会社を含む) であっても、EU域外の親会社がESRSまたはECが同等とみなす基準に基づいて報告する場合、この免除を適用することができます。

ただし、リスクと影響について連結グループと子会社との間に相違がある場合には、親会社の連結レベルでの報告の中で、子会社のリスク及び影響や、デューデリジェンス・プロセスに関して適切な理解が得られるような情報が提供される場合にのみ、免除が利用できます。

免除された子会社は、免除を受けた事実について一定の情報を開示することが求められます。

Observation:

ECは、第三国企業で使用されているサステナビリティ報告基準の同等性を決定する必要があります。ECは、第三国のサステナビリティ報告基準が同等ではないと判断した場合であっても、発行体が適切な移行期間中にその基準を継続して使用することを認めることができます。

適用日

CSRDはEU加盟国が2024年7月6日までにCSRDを各加盟国の法律に移管し、以下の日付以降に開始する会計年度から適用することを想定しています。

- 2024年1月1日：従業員500人超のEU大規模PIEまたは従業員500人超の大規模グループ⁶のEU PIE親会社 (すなわち、既にNFRDの対象となっている企業)
- 2024年1月1日：EU規制市場に上場している従業員500人超の、すべてのEU域外大規模企業、または大規模グループのEU域外親会社

Observation:

CSRDは透明性指令で定義されている発行体を参照しており、この指令は、EU規制市場で取引されている証券の発行体に対して、EU域内企業が域外企業にかかわらず、サステナビリティ報告義務をこの日から適用としています。

- 2025年1月1日：その他のすべてのEUの大規模な上場企業及び非上場企業(すなわち、現在NFRDの対象ではないが、CSRDの拡大範囲に含まれる企業)、または大規模グループのEU親会社
- 2025年1月1日：EU規制市場に上場している他のすべてのEU域外大規模企業または大規模グループの親会社
- 2026年1月1日：EUの上場中小企業 (EUの小規模かつ複雑でない金融機関及びキャプティブ保険事業を含む)
- 2026年1月1日：EU規制市場に上場しているEU域外の中小企業。ただし、2028年1月1日までの2年間の移行期間において、これらの中小企業は、必要な情報が提供されない理由の説明がマネジメントレポートに記載されている場合、報告義務からオプトアウトすることができます。
- 2028年1月1日：EU規制市場に上場していないEU域外企業 ([下記参照](#))

要求事項

CSRDでは、マネジメントレポートの特定のセクションに具体的なサステナビリティに関する情報を記載することを求めており、マネジメントレポートの内容を広く修正しています ([下記参照](#))。

CSRDの範囲内の企業はマネジメントレポートに、企業がサステナビリティ事項に及ぼす影響、及びサステナビリティ事項が企業の成長、経営成績及び財政状態にどのような影響を及ぼすかを理解するために必要な情報を含めることが要求されます。

6 大規模グループとは、連結の対象となる親会社及び子会社で構成されるグループであり、連結ベースで親会社の貸借対照表日において次の3つの基準のうち少なくとも2つの基準 (貸借対照表合計が2000万ユーロ超、純売上高が4000万ユーロ超、従業員が250人超) を超えるものと定義されます。

CSRDはダブルマテリアリティを採用しており、企業に対するリスクと企業が及ぼす影響について、別々の重要性の観点が求められます。CSRDは、企業がそれぞれの重要性の観点を独自に考慮し、一方の観点からのみ重要である情報と、両方の観点から重要である情報を開示すべきであると規定しています。

以下のサステナビリティ情報は、マネジメントレポートの明確に特定されたセクションに記載する必要があります。

- 以下を含む、企業のビジネスモデルと戦略の簡単な説明。
 - サステナビリティ事項に関するリスクについての企業のビジネスモデルと戦略のレジリエンス
 - サステナビリティに関する企業の機会
 - 企業のビジネスモデルと戦略が以下のものと互換性があることを示すための、行動計画と関連する財務及び投資計画の実施を含む企業の計画。
 - »持続可能な経済への移行
 - »パリ協定に沿った地球温暖化の1.5°Cシナリオ
 - »2050年までに気候中立を達成するという目的（関連する場合）
 - »石炭、石油、ガス関連の活動に関する企業のエクスポージャー
 - 企業のビジネスモデル及び戦略が、企業の様々なステークホルダーの利益と企業がサステナビリティ事項に及ぼす影響をどのように考慮しているか
 - サステナビリティ事項に対する戦略の実施状況
- 適切な場合には、少なくとも2030年及び2050年の温室効果ガス排出量の絶対値での削減目標を含め、企業が設定したサステナビリティ事項に関する期限付きの目標の説明、その目標の達成に向けた企業の進捗状況の説明、及び環境問題に関連する企業の目標が疑う余地のない科学的証拠に基づいているかどうかの説明
- サステナビリティ問題に関する執行、管理及び監督機関の役割、並びにその役割の遂行に関連する専門知識及び技能、又はこれらの機関が有する当該専門知識及び技能へのアクセスに関する説明
- サステナビリティに関する企業方針の説明
- 執行、管理及び監督機関の構成員に提供されるサステナビリティ事項に関するインセンティブ制度の情報
- 以下の事項の説明：
 - 企業がサステナビリティ事項に関して実施するデューデリジェンス・プロセス、及び該当する場合にはEUの要件に沿ったデューデリジェンス・プロセス
 - 企業自身の活動や、製品及びサービス、ビジネス上の関係及びサプライチェーンを含むバリューチェーンに関する、主な実際のまたは潜在的な悪影響、これらの影響を特定及び追跡するためにとった措置、及びEUの要求事項に従ってデューデリジェンス・プロセスを実施することにより特定されるその他の悪影響
 - 実際の又は潜在的な悪影響を防止し、軽減し、修復し又は終わらせるために企業がとった措置及びその結果
- サステナビリティ事項に関連する企業の主要なリスクの説明（当該事項に対する企業の主要な依存関係の説明を含む）、及び企業が当該リスクをどのように管理しているか
- 上記の開示に係る指標

マネジメントレポートに含まれている情報を特定するプロセスは報告される必要があり、該当ある場合は短期、中期、長期の時間軸に関連する情報を含める必要があります。

該当ある場合は、サステナビリティ報告書には、企業自身の情報と、製品及びサービス、ビジネス上の関係及びサプライチェーンなどのバリューチェーンに関する情報を含める必要があります。

CSRDの適用開始から3年間は、バリューチェーンに関する必要な情報がすべて揃っていない場合、企業はバリューチェーンに関する情報を入手するために行った努力、情報を入手できなかった理由、及び今後情報を入手する計画について説明することができます。

該当ある場合、サステナビリティ報告書には、マネジメントレポートに含まれるその他の情報や年次財務諸表に報告される金額への参照と追加の説明も含める必要があります。

企業の経営者は、適切なレベルで従業員の代表者に情報を提供し、関連情報やサステナビリティ情報の入手・検証方法について従業員と議論する必要があります。従業員の代表者の意見は、該当ある場合、関係する執行、管理及び監督機関に伝達されなければなりません。

CSRDは、必要なサステナビリティ報告の設定に加え、マネジメントレポートに記載すべき内容も以下のように修正しています。

- 企業のビジネスモデルが根本的に依存している主要な無形資源に関する情報、この依存関係の説明、及びそれらの資源がなぜ企業の価値創造の源であるかを記載することが要求されます。PIEである大企業・中小企業 (零細企業を除く) が該当します。

Observation:

主要な無形資源に関する情報は、マネジメントレポートのサステナビリティ報告の特定のセクションに記載する必要はありませんが、CSRDのイントロダクションでは、無形資源に関する特定の情報はサステナビリティ事項に固有のものであるため、サステナビリティ報告の一部とすべきであると述べています。

- コーポレートガバナンス報告において、企業の執行、管理及び監督機関に関して適用されているダイバーシティ・ポリシーについて、性別、年齢、障害、教育、職業経歴などの側面、そのダイバーシティ・ポリシーの目的、実施方法、及び報告期間中の結果を記載することが要求されます。適用されるポリシーがない場合、その理由についての説明を記載する必要があります。この情報が企業のサステナビリティ報告の一部として含まれている場合は、コーポレートガバナンス報告においてこれを参照する必要があります。

最終条文のEU規制市場に上場する中小企業の要件⁷

中小の上場企業、小規模かつ複雑でない信用機関、キャプティブ保険及び再保険の企業は、サステナビリティの報告を以下の情報に限定することが認められます。

- 企業のビジネスモデルと戦略の簡単な説明
- サステナビリティに関する企業方針の説明
- サステナビリティ事項に対する企業の主要な実際の又は潜在的な悪影響、及びそのような実際の又は潜在的な悪影響を識別し、モニタリングし、防止し、軽減し又は修復するためにとられる措置
- サステナビリティに関する企業の主要なリスクと、それらのリスクの管理方法
- 上記開示に必要な主要な指標

この限定的な報告は、中小規模企業の活動の規模と複雑さ、及びキャパシティと特性に比例し、関連する中小企業を対象とした、まだ策定されていないサステナビリティ報告基準に従って作成される必要があります。

EU規制市場に上場しているEU域外企業の要件

EU規制市場に上場しているEU域外企業は、それらの市場に上場しているEU企業と同じサステナビリティ報告義務の対象となりますが、「同等の」基準に基づいて報告する場合は、これらの要求を免除されることがあります。ECは、サステナビリティ報告基準が「同等」ではないと判断した場合、発行体が適切な移行期間中に同等とみなされない基準を用いて報告することを認めています。

Observation:

同等性の基準には、評価される基準が環境、社会及びガバナンスの問題に関する開示を要求することを確保すること、並びに企業がサステナビリティ事項に及ぼす影響及びサステナビリティ事項が企業の成長、経営成績及び財政状態にどのように影響するかを理解するために必要な情報を開示することが含まれます。

企業に発行される保証報告書は、年次財務報告書とともに公表される必要があります。EU域外の財務諸表監査の監査人をEUに登録する際の規則と同様の規則が適用されます。

EU規制市場に上場していないEU域外企業に関する要件。

2028年1月1日に開始する会計年度については、EU域外の最終親会社が過去2会計年度のそれぞれにおいて、グループレベルまたは個社レベルのいずれかで、EU内の純売上高が1億5000万ユーロを超える場合、EUの大規模子会社 (適用範囲の項で説明されている規模の基準によって決定される) 及びEU上場子会社、またはEUの大規模子会社またはEU上場子会社が存在しない場合は、純売上高が400万ユーロを超えるEUの支店は、EU域外の最終親会社のグループレベルでサステナビリティ報告書を発行し、利用可能にする必要があります。

⁷ CSRD最終条文の会計指令の修正第19 a条第6項をご参照ください。

⁸ CSRD最終条文に記載されているEU会計指令第40 a条をご参照ください。

このような子会社または支店によって発行されるサステナビリティ報告書は、2024年6月30日までにECによって採択される第三国企業に関するサステナビリティ報告基準を用いて作成されることになっています。これらの基準は、横断的でセクター（産業）に依存しないESRSとは異なるものになります。ESRSまたは同等と見なされる他の基準に従って報告することも認められます。

サステナビリティ報告書の内容は、上記の要求事項と同様ですが、グループのビジネスモデルや戦略についての記述が短くなり、サステナビリティに関するグループの主要なリスクの記述は要求されません。

すべての必要な情報が子会社や支店で入手できない場合、子会社や支店は、保有している関連するサステナビリティ情報と、EU域外の最終親会社が必要な情報を入手できなかったことを示す記載を、サステナビリティ報告書に含める必要があります。

関連するEU域外各国の法律または加盟国の法律に基づいて報告する権限のある個人または企業によるサステナビリティ報告に関する保証意見も必要です。これがEU域外の最終親会社によって提供されない場合、子会社または支店は、必要な保証意見が利用できないことを示す陳述書を発行する必要があります。

開示の場所

サステナビリティ情報は、マネジメントレポートの明確に特定されたセクションで開示することが求められます。マネジメントレポートの一部ではない別の報告書で企業が必要な情報を報告することを加盟国が認める選択肢はもはやありません。この新しい要求事項は、情報の結合性とアクセスを容易にするとともに、サステナビリティ報告の作成に対する経営者と取締役会の責任を、マネジメントレポートや財務報告と同じレベルに引き上げることを目的としています。また、サステナビリティ報告の執行（enforcement）に関して、国の関係当局の役割を明確にすることを意図しています。

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

企業がサステナビリティに関するすべての主要なトピックについて、重要な、比較可能性と信頼性のある情報を開示することを確実にするために、CSRDはその適用対象企業に対し、報告すべき情報を定め、必要に応じてその情報を報告するストラクチャーを定めたESRSを使用することを求めています。この要求事項のために、ECは以下を採用するものとします。

- 2023年6月30日までに、横断的かつセクターに依存しない情報を含む最初のサステナビリティ報告基準一式
- 2024年6月30日まで
 - セクター特有の開示を求める基準
 - 中小企業用の基準
 - EU内の売上高が1億5000万ユーロを超え、EU内に大規模な子会社または支店を持つ非上場の第三国企業用の基準

ECはESRSの開発をEFRAGに委任しました。この委任の下、EFRAGは[ESRS草案の第一弾](#)を作成し2022年11月22日にECに提出しました。ECは今後、EU機関及び加盟国と基準案について協議し、その後、欧州議会及び理事会による検討期間が設けられます。CSRDは、2023年6月30日までに最終基準が委任法令⁹として採択されることを要求しています。

CSRDは、サステナビリティ報告基準を規定する委任法令を採択する際に、ECが、可能な限りサステナビリティ報告のためのグローバルな基準設定主体の作業と、自然資本会計と温室効果ガス会計、責任ある企業行動、企業の社会的責任、持続可能な開発のための既存の基準と枠組みを考慮すると述べています。

最終条文はさらに、グローバル企業に悪影響を及ぼす可能性のある規制の不要な細分化を避けるために、ESRSが[国際サステナビリティ基準審議会 \(ISSB\) の作業](#)を支援し、グローバルレベルでのサステナビリティ報告基準の収束プロセスに貢献すべきであることを認めています。「[EU]のサステナビリティ報告基準は、ISSBによって開発されるグローバルベースライン基準の内容を統合することによって、それらのベースライン基準の内容が[EU]の法的枠組みとグリーン・ディールの目的に一致する限りにおいて、グローバルに活動する企業に対する一貫性のない報告要件のリスクを低減すべきである」と述べています。¹⁰

情報のデジタル化

CSRDはまだ開発されていないデジタルタクソミーに従って、報告されたサステナビリティ情報にタグを付けることを企業に要求しています。

9 委任行為とは、立法行為に含まれる委任に基づいてECが採択する、一般的に適用される非立法行為と定義されます。

10 CSRDの最終条文に付随する本文の43項をご参照ください。

したがって、企業は財務諸表とマネジメントレポートをXHTML形式で作成し、サステナビリティ報告をマークアップする必要があります。

第三者保証

CSRDは、その範囲内のすべての企業に対し、サステナビリティ報告への限定的保証を要求しています。これには、デジタルタギングや、タクソノミー規則第8条(すなわち、企業の「グリーン」な売上高、CapEx、OpEx)に基づくマネジメントレポートに報告される指標のほか、報告される情報を特定するために企業者が実施するプロセスも含まれます。これは、報告された情報の信頼性を確保するためのものです。ECは委任法令により、2026年10月1日以前に限定保証基準を採択する権限があります。ECが保証基準を採用するまでは、加盟国は国内保証基準を適用することができます。

ECは、限定的保証から合理的保証への移行が監査人及び企業にとって実現可能かどうかを判断するための評価を実施します。この評価を受けて、ECは2028年10月1日までに合理的保証のための保証基準を採択します。

保証は企業の財務諸表監査人が行うことができます。法定監査人または監査法人によるサステナビリティ報告の保証は、サステナビリティ及び財務情報の利用者にとって特に重要な財務情報とサステナビリティ情報の間の結合性及び一貫性を確保することを目的としています。

CSRDは監査指令を改正し、法定監査人がサステナビリティ報告に関する保証を行うために必要な関与、スキル、知識を有していることを示す教育的資格と専門的能力に関する要件を盛り込みました。加盟国は、保証の結論が財務諸表監査の監査報告書の別のセクションとして含まれることを要求することができるw オプションを有しています。

議決権の5%または資本金の5%を超える大企業の株主は、財務諸表監査人と同一の監査法人またはネットワークに属さない認定第三者を選任し、サステナビリティ報告書の一部の要素に関する報告書を作成する動議を株主総会の議題とする権利があります。そのような報告は株主総会に提供されます。

加盟国は、法定監査人以外の監査人または独立の保証サービス提供者 (IASP) がサステナビリティ報告に関する保証を提供する際、監査指令の監査人に適用される要件と同等の要件に従う限り、企業のサステナビリティ報告に関する保証を提供することを許可するオプションがあります。彼らの意見は年次財務諸表とマネジメントレポートとともに公表される必要があります。

CSRDが発効してから4年後以降は、IASPは、オプションを選択した加盟国において、国境を越えてサステナビリティ報告の保証サービスを提供するEUのパスポート制度の恩恵を受けることができるようになります。

監査指令はまた、デジタル化、内部品質管理及びリスクマネジメントシステムの有効性、サステナビリティ報告の保証、監査人の独立性の維持など、サステナビリティ報告プロセスの監視における監査委員会の役割と責任を強化するために改正されます。

詳細情報

CSRDについて質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusにある連絡先にお問い合わせください。

詳細情報については、次の資料をご参照ください。

- [iGAAP in Focus](#) : EFRAG、ESRS草案の第一弾を欧州委員会に提出
- [iGAAP in Focus](#) : サステナビリティ開示のグローバルベースラインに関するISSBの提案
- [iGAAP in Focus](#) : EUタクソミー - 企業への報告要求

デロイト会計リサーチツール (DART) は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)では、全般IFRS基準へアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告書](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会及びガバナンスの事項を踏まえて、企業が考慮しなければならない開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTのサブスクリプションを申しこむには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。サブスクリプションパッケージの価格を含む、iGAAP on DARTの詳細については[こちら](#)をクリックしてください。

主要連絡先

グローバルIFRS及びコーポレート・レポーティング・リーダー

Veronica Poole ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRSセンターオブエクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
Canada	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
Mexico	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
Asia-Pacific		
Australia	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
China	Gordon Lee	ifrs@deloitte.com.cn
Japan	Kazuaki Furuuchi	ifrs@tohatsu.co.jp
Singapore	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
Denmark	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
France	Laurence Rivat	ifrs@deloitte.fr
Germany	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
Italy	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
Luxembourg	Martin Flaunet	ifrs@deloitte.lu
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	ifrs@deloitte.nl
South Africa	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
Spain	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
Sweden	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
Switzerland	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー ファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited